

公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和2年12月25日

若桜町長 矢部康樹



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の 存続期間	備考
集 01	岩屋堂 50-1	392L	畑	0.0078	2021.4.1~2036.3.31 (15年間)	
	岩屋堂 50-4	392L	畑	0.0056	2021.4.1~2036.3.31 (15年間)	
集 02	岩屋堂 52	392L	畑	0.0118	2021.4.1~2036.3.31 (15年間)	
	岩屋堂 55	392I	畑	0.0426	2021.4.1~2036.3.31 (15年間)	
集 03	岩屋堂 53-1	392L	原野	0.0409	2021.4.1~2036.3.31 (15年間)	

2 縦覧場所 若桜町農林建設課、若桜町のホームページ

3 本公告により、若桜町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

以上